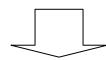
愛知県がん対策推進計画の策定について

1 経緯

(1) がん対策基本法の制定

- ア 平成18年6月に「がん対策基本法」が成立し、平成19年4月1日に施行された。
- イ 同法により、各都道府県のがん医療の提供状況等を踏まえた都道府県がん対策推進計画の策定が義 務付けられた。
- ウ 平成19年6月15日に同法に基づく「がん対策推進基本計画」が閣議決定された。
- (2) 策定にあたって特に留意する事項
- ア 患者の視点に立ったがん対策とする。
- ・イ 国が策定した「がん対策推進基本計画」を基本とする。
- ウ 医療計画など他計画との整合を図る。



平成20年3月までに愛知県がん対策推進計画を策定

2 計画策定に向けたこれまでの対応と今後の予定

愛知県がん対策推進計画の策定にあたり専門家等の意見を聴くため「愛知県がん対策推進計画委員会」

(委員長:名古屋市立大学大学院 上田龍三教授)を設置した。

平成19年 9月10日 第1回委員会を開催

平成19年11月12日 第2回委員会を開催

平成20年 2月 4日 第3回委員会を開催

平成20年 2月 6日 生活習慣病対策協議会へ報告

平成20年 3月 下旬 公表

3 計画策定にあたっての視点

「愛知県がん対策推進計画委員会」の委員の中に、がん患者及び遺族の代表者に入っていただき、がん患者等 の意見を反映した計画の策定を行う。

本県のがん医療の現状を踏まえつつ、国が策定した基本計画には盛り込まれなかった分野を本県の推進計画 には盛り込み、特色ある計画とし、本県のがん対策のアクションプランとする。

4 計画期間と計画の見直し

計画期間は平成20年度から平成24年度までの5年間。 少なくとも5年ごとに計画に検討を加えて必要に応じて変更することが法に定められている。 5 愛知県がん対策推進計画の特色

- (1) 東海3県で初めてとなる粒子線を利用した治療施設の整備を図る。
- (2)名古屋医療圏に地域がん診療連携拠点病院を6病院整備(現状は3病院)し、人材育成や機能分担を進め、 専門的で高度ながん医療の提供を一層推進する。
- (3) たばこ対策を始めとするがんの予防にも重点を置き、がんになりにくい生活習慣を推進する。
- (4) 小学生、中学生及び高校生に対して教育委員会と連携して、適切な生活習慣とがんの知識の周知を図る。
- (5) 小児がん患児とその家族への支援体制の整備を図る。

6 愛知県がん対策推進計画の概要

基本方針

- 1 予防と治療と研究の各分野にわたるがん対策の先進県を目指す
- 2 県内どこに住んでいても高度ながん医療が受けられる体制づくりを推進する
- 3 がん患者やその家族の方々の視点に立ったがん対策を実施する 重点的に取り組む施策
- 1 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成
- 2 治療の初期段階からの緩和ケアの実施
- 3 がん登録の推進

全体目標

1 年齢調整罹患率は、がんにかかった人を人口で割って、高齢化等の年齢構成 の影響を除くため、モデル人口で補正したもの。

2 年齢調整死亡率は、がんで死亡した人を人口で割って、高齢化等の年齢

何も対策を講じなかった場合の10年後の推計値から10%減を目標。

構成の影響を除くため、モデル人口で補正したもの。

男性: 426.6 383.9 (人口10万対) 女性:368.6 331.7(人口10万対)

> 最新の現状値からの20%減を目標。 男性:119.5 95.6 (人口10万対) 女性: 65.7 52.6 (人口10万対)

1 10年間でがんの年齢調整罹患率の10%減少と年齢調整死亡率の20%減少

2 すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上

全体目標を実現するための分野別の取り組み

がんの予防に対する取り組み

(1) 喫煙対策の一層の推進

- (2) 食生活とがん予防に関する知識の周知
- (3)運動習慣とがん予防の関連性の周知
- (4)小学生、中学生及び高校生に対する適切な生活習慣とがんの知識の周知

がんの早期発見の推進に関する取り組み

- (1)がん検診の精度管理の向上
- (2)がん検診の受診率の向上

がん患者とその家族が納得できるがん医療が受けられる体制の整備に関する取り組み

- (1) 県内どこに住んでいても高度ながん医療が受けられる体制の整備
- (2)治療の初期段階から切れ目なく緩和ケアが受けられる体制の整備
- (3)在宅医療の推進
- (4)放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成
- (5)がん医療に関する相談支援及び情報提供の拡充
- (6) 小児がん患児とその家族への支援体制の整備

4 がん医療に資する研究の推進に関する取り組み

- (1)がん登録の推進
- (2)粒子線を利用した治療施設の整備
- (3)がんの予防及び難治がんの治療を目指した研究の推進

資料 3-1